

<p>1. 開会 木場補佐</p>	<p>委員の皆様がおそろいになりましたので、ただ今から、「令和5年度第1回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本審議会の事務局を担当しております、賃金室長補佐の木場と申します。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審議会は、今年度の委員改選後、初めての審議会となっておりますので、審議会会長が選出されるまでの間、事務局で司会進行をさせていただきます。</p> <p>まず、本審議会の委員の出席状況について、報告いたします。</p> <p>本日の委員の出席は、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名で、委員総数15名中15名の委員に出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
<p>2. 審議会委員及び事務局について 木場補佐</p>	<p>次に、本年度の審議会委員、及び事務局について説明いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしております資料の1ページ、資料番号1の「長崎地方最低賃金審議会委員名簿（第55期）」をご覧ください。</p> <p>第55期の審議会委員につきましては、令和5年4月1日から任期を2年として、就任いただいておりますが、新たに4名の委員に就任いただいておりますので、紹介させていただきます。</p> <p>新任委員となりました公益代表委員の伊東委員でございます。一言、自己紹介をお願いいたします。</p>
<p>伊東委員</p>	<p>伊東と申します、よろしくお願いいたします。</p> <p>4年前まで委員をされており、また戻ってまいりました。よろしくお願いいたします。</p>
<p>木場補佐</p>	<p>同じく、公益代表委員の林委員でございます。</p>
<p>林委員</p>	<p>林と申します。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>

	<p>同じく1年ぶりに戻って参りました。 よろしく申し上げます。</p>
木場補佐	<p>続きまして労働者代表委員の川田委員でございます。</p>
川田委員	<p>おはようございます。 川田と申します。 私は初めての担当になりますけれども、よろしく申し上げます。</p>
木場補佐	<p>続きまして使用者代表委員の松石委員でございます。</p>
松石委員	<p>おはようございます。 松石電設工業の松石です。 弊社は長崎に根付いて74年、私が3代目になります。 まだまだ知識も経験も少ないですがよろしく申し上げます。</p>
木場補佐	<p>委員の皆様方には、大変ご苦勞をおかけすることとなりますが、よろしく願いいたします。 事務局におきましても、今年度、賃金室の職員が交代しておりますので、改めて事務局の紹介をいたします。 中央が労働局長の小城です。</p>
小城局長	<p>小城です、よろしく申し上げます。</p>
木場補佐	<p>右隣が、労働基準部長の宮本です。</p>
宮本部長	<p>よろしく申し上げます。</p>
木場補佐	<p>左隣が、賃金室長の山本です。</p>
山本室長	<p>よろしく申し上げます。</p>
木場補佐	<p>私の隣が、専門監督官の松浦です。</p>
松浦専門監督官	<p>よろしく申し上げます。</p>
木場補佐	<p>それと、私、賃金室長補佐の木場です。</p>

<p>3. 会長・会長代理の選出</p> <p>木場補佐</p>	<p>以上のメンバーで、本年度の最低賃金審議会の円滑な議事運営に努めてまいります。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>木場補佐</p>	<p>それでは、長崎地方最低賃金審議会会長及び会長代理の選出に移ります。</p> <p>会長及び会長代理の選出につきましては、最低賃金法第24条により、「公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。」ことと規定されており、また、その任期は2年間となります。</p> <p>長崎におきましては、従前から、公益委員案を全体にお諮りする方法により、選出していただいているところでございますが、本年度におきましても、この取扱いでお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><異議なし></p>
<p>木場補佐</p>	<p>それでは、本年度の長崎地方最低賃金審議会の会長及び会長代理の選出につきまして、公益委員の検討結果を、林委員よりご報告いただきたいと思っております。</p>
<p>林委員</p>	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>本件につきましては、事前に調整を行いました結果、第55期長崎地方最低賃金審議会会長に深浦委員を、会長代理に三浦委員を選出することで、公益委員案として合意しております。</p> <p>以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>木場補佐</p>	<p>ただ今、林委員より、第55期長崎地方最低賃金審議会会長に深浦委員、会長代理に三浦委員を選出することについて、公益委員案の提示がございました。</p> <p>労働者代表委員、使用者代表委員の皆様方いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><異議なし></p>
<p>木場補佐</p>	<p>ご異議がないようですので、長崎地方最低賃金審議会の会長に深浦委員を、会長代理に三浦委員を選出することにつきまして、ご了承いただいたことを報告いたします。</p>

	<p>それでは、深浦会長にご挨拶をいただきまして、この後の議事の進行をお願いいたします。</p> <p>深浦会長 皆さんおはようございます。 ただ今、会長に選出いただきました、深浦でございます。 よろしくお願いいたします。 また、会長代理として、三浦委員が推薦されました。 三浦委員には補助をいただきながら、任期を務めていきたいと思っておりますので、併せてよろしくお願いいたします。 すでに皆様ご承知のとおり、昨年度は原材料費の高騰、あるいはコロナ禍の中、中央最低賃金審議会による引上げ額の目安が過去最大となるA・Bランクは31円、C・Dランクは30円と示され、長崎県におきましても経済状況をもとに、地域別最低賃金を32円引上げて、853円と決定したところでございます。 本年度におきましても、中小零細事業者の経営実態や長崎県の経済情勢の動向を注視していく中での審議会運営となりますけれども、皆様のご協力をいただきまして、長崎県最低賃金の早期発効に向け、円滑な審議会運営に力を尽くしたいと思っております。 どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>4. 議題 (1)長崎県 最低賃金の 改正諮問に ついて</p>	
<p>深浦会長</p>	<p>それではさっそく議題に入ります。 最初の議題は、「長崎県最低賃金の改正諮問について」でございます。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>長崎県最低賃金の改正諮問につきまして、最低賃金法第12条に基づき長崎労働局長からの改正諮問を行いたいと存じます。 それでは、中央をお願いいたします。 写真撮影をされる方は前方へお越しく下さい。</p> <p><局長及び会長、中央へ></p>
<p>小城局長</p>	<p>最低賃金の改正決定について（諮問） 最低賃金法第12条の規定に基づき、長崎県最低賃金の改正決定につい</p>

	<p>て、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（同日閣議決定）に配意した、貴会の調査審議をお願いする。</p>
山本室長	<p><局長より会長へ諮問文を手交></p> <p>ただ今、諮問させていただきました「諮問文」の写しを、皆様にお配りいたします。</p>
深浦会長	<p><諮問文の写しを各委員へ配付></p> <p>では、ここで労働局長から一言ご挨拶をいただきたいと思えます。</p>
小城局長	<p>ただいま、長崎県最低賃金の改正につきまして調査審議の諮問をさせていただいたところでございます。</p> <p>これに先立ちまして先月30日に、加藤厚生労働大臣から、中央最低賃金審議会に対しまして、地域別最低賃金額改定の目安について、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」、いわゆる骨太の方針等にも配意した調査審議を求めるとの諮問が行われたところでございます。</p> <p>6月16日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針 2023」いわゆる骨太の方針におきましては、「最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額の示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。今夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。」との方針が示されているところでございます。</p> <p>こうした中、長崎地方最低賃金審議会委員の皆様方におかれましては、今後中央最低賃金審議会から示されます目安を参考としつつ、長崎県最低賃金の改正につきまして、県内における経済・雇用の実態や賃金の動向などを考慮いただきまして調査審議をお願いしたいと存じます。</p> <p>調査審議が終決し、答申をいただくまで、委員の皆様方には多大なるご苦勞をおかけすることとなりますが、事務局といたしましても、充実した審議を尽くしていただけますよう審議会の円滑な運営に努めていく所存でございますので、何とぞよろしくお願いたします。</p>

山本室長	<p>報道各社の皆様に申し上げます。 頭撮りはここまでとさせていただきます。 恐縮ですけれど、カメラの皆様は、ご退出いただきますようお願いいたします。</p>
深浦会長	<p>先ほど配付されました諮問文を確認されまして、何かご意見等はございますでしょうか。 特になければ、議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
(2)目安制度の在り方に関する全員協議会報告について	
深浦会長	<p>議題（2）の「目安制度の在り方に関する全員協議会報告について」、事務局から説明をお願いします。</p>
山本室長	<p>令和5年4月6日に中央最低賃金審議会において取りまとめられました「目安制度の在り方に関する全員協議会報告について」です。 本日資料としてお配りしておりますが、資料番号2-1「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告について」と資料番号2-2「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」の2種類用意しておりますが、本日は時間の関係もございますので、資料番号2-1により要点のみお話ししたいと思います。 では資料番号2-1、5ページになります「目安制度の在り方に関する全員協議会報告のポイント」というところをご覧ください。 資料5ページ上段の1、中央最低賃金審議会における目安審議の在り方（1）あるべき水準 最低賃金のあるべき水準を定めること及び定める場合の水準については意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。 （2）政府方針への配意の在り方 目安審議においては、時々々の事情として政府方針も勘案されているが、最賃法に基づく3要素（労働者の生計費、賃金、通常の仕事の賃金支払能力）のデータに基づき労使で丁寧議論を積み重ね目安を導くことが非常に重要。とされ、政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審</p>

議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないことについて確認がなされております。

（3）議事の公開

議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った。とされ、地方最低賃金審議会を含む目安審議の議論を注視する者に対して、議論のプロセスをできるだけ分かりやすく示すことで、審議の透明性や納得感を一層高めることも重要である。

続きまして中段「2 地方最低賃金審議会における審議に関する事項」です。

（1）目安の位置付け

地方最低賃金の審議において全国的なバランスを配慮するという観点から参考にするものであって、地方最低賃金審議会の審議を拘束するものではないことを改めて確認した。

（2）ランク制度の在り方

ランク制度を維持することは妥当であることを改めて確認した。

47都道府県の総合指数の差が縮小傾向であることや、ランク区分の数が多ければその分ランクごとに目安額の差が生じ、地域別最低賃金の差が開く可能性が高くなることを踏まえ、ランク数は4から3に見直す。

ランクの振り分けについては、Aランクの地域は現行のAランクと同じ。

ランク間の適用労働者数の偏りをできるだけ是正するため、Aランクの適用労働者数とBランクの適用労働者数は同程度とする。

（3）発効日

発効日とは審議の結果で決まるものであることや、最低賃金法においても公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会に周知することが適当。

下段の「4 今後の見直しについて」になります。

（1）今後の見直しについて、概ね5年ごとに見直しを行い、令和10年度（2028年度）を目途に、当該見直しの結果に基づいて目安審議を行うことが適当。とされています。

続きまして6ページをご覧ください。

令和5年度から適用される目安のランクになります。

Aランクは、埼玉、千葉、東京など6都府県、Bランクは、北海道、宮城、福島など28道府県、Cランクは、長崎を含む青森、岩手など13県に区分され、今後はこのランクにより中央最低賃金審議会において目安額が示されることとなります。

	<p>以上でございます。</p>
深浦会長	<p>ただ今、事務局から、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告について」の説明がありましたけれども、これにつきまして何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。</p>
峯下委員	<p>使用者委員の峯下でございます、よろしく申し上げます。</p> <p>先ほど、局長のご挨拶でランクの見直しに関わって、「格差の是正をする」という表現があったかと思いますが、この資料を見る限り、ここにはっきり書いてあるのは、「地域間格差の拡大の抑制」という表現はございます。</p> <p>「格差の是正」という表現はございませんので、この点について発言します。</p>
深浦会長	<p>これは何かご回答を求めるということになりますか。</p>
峯下委員	<p>回答は必要ありません。</p>
深浦会長	<p>わかりました。</p> <p>その他に、労側の方いいですか。</p>
労働者側委員	<p>はい。</p>
深浦会長	<p>はい、それでは次の議題に移ります。</p>
(3)長崎県最低賃金専門部会の設置等について	
①専門部会の設置について	
深浦会長	<p>次の議題は、「専門部会の設置について」です。</p> <p>先ほど、局長から当審議会に対しまして、長崎県最低賃金の改正についての諮問がございました。</p> <p>長崎県最低賃金の改正審議に当たりましては、最低賃金法第25条第2項の規定により、専門部会を設置することが義務付けられておりますの</p>

山本室長	<p>で、事務局におきまして、労・使各側の専門部会委員の任命について、所要の手続きをとっていただく必要がございます。</p> <p>そこで、労・使双方から専門部会委員の候補者の推薦をいただくこととなりますけれども、その推薦の期日等につきまして、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、「専門部会の関係労働者を代表する委員、及び関係使用者を代表する委員の候補者の推薦に係る公示」について説明いたします。</p> <p>専門部会の労働者代表委員、並びに使用者代表委員の候補者の推薦につきましては、本日から7月21日までの間、候補者の推薦を求める公示を行うこととしております。</p> <p>本審議会が終了後、長崎労働局掲示板にて公示し、併せてホームページにて周知いたします。</p> <p>候補者の推薦書等諸様式は、ホームページに掲載しますので、ご活用をお願いいたします。</p>
深浦会長	これにつきまして、ご質問等はございますか。
各委員	<質問等なし>
深浦会長	それでは、ご質問等がないようですので、事務局においては説明のとおり公示の手続きを進めていただくようお願いいたします。
②専門部会の決議について	
深浦会長	<p>続いての議題は、「専門部会の決議について」です。</p> <p>「最低賃金審議会令」の第6条第5項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」とされておりますが、当審議会といたしましては、例年、「地域別の最低賃金につきましては、第6条5項を適用しない」ということで取り扱っているところでございます。</p> <p>本年度におきましても、同様の扱いでどうかと考えておりますけれどもこれにつきまして、いかがでしょうか。</p>
各委員	<異議なし>
深浦会長	よろしいでしょうか。

<p>(4)参考人の意見聴取について 深浦会長</p>	<p>それではご異議がないようですので、長崎県最低賃金につきましては、専門部会での決議が全会一致となった場合であっても、それをもって審議会の決議とはせず、本審議会において決議することとさせていただきます。</p> <p>次は、「関係労働者又は関係使用者の意見聴取」について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>長崎県最低賃金改正諮問後の関係労働者、又は関係使用者の意見聴取手続につきましては、最低賃金法第25条第5項、並びに最低賃金法施行規則第11条第1項により、「意見聴取について」並びに「意見書の提出について」の公示が義務付けられております。</p> <p>長崎地方最低賃金審議会におきましては、例年早期発効を目指す迅速な審議会の運営のため、関係労働者及び関係使用者の意見聴取については、関係労使から提出された意見書に加え、審議会の場で意見を述べることを表明された者についてのみ、審議会へ出席いただき意見聴取を行ってきたところです。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>参考人への意見聴取につきましての説明でございますけれども、当審議会としては、今年度も、同じような取り扱い、すなわち提出された関係労使の意見書を基本として、審議会の場で意見を述べることを希望する者がいた場合には、参考人の意見聴取を行うということにしたいと考えておりますけれども、何かご意見等はございますか。</p> <p>労側何かございますか。</p>
<p>種村委員</p>	<p>いえ、申し出があれば受けるということで、構わないです。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>では、峯下委員。</p>
<p>峯下委員</p>	<p>特に予定しておりません。</p> <p>審議会の中でしっかり議論を進めていきたいです。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、最低賃金法第25条第5項の規定により、関係団体から意見書の提出のほか、意見陳述の要望があった場合は、その必要があるものとして、第2回本審において参考人意見聴取を実施するというところで、</p>

山本室長	<p>例年どおりの取り扱いで進めたいと思います。</p> <p>続きまして、長崎県最低賃金の改正に係る関係労使の意見聴取に関する公示についての、説明をお願いします。</p> <p>長崎県最低賃金の改正に係る関係労働者及び関係使用者からの意見聴取、意見書の提出につきましては、本日から7月21日までの間、公示を行いまして、広くご意見を求めることといたします。</p> <p>関係労使より意見書が提出されましたら、次回審議会の開催前に、各委員の皆様方にお送りしたいと考えております。</p>
深浦会長	<p>では、そのようによろしく願いいたします。</p>
(5)事業場 実地視察等 について 深浦会長	<p>次は、議題（5）の「事業場実地視察」につきまして、これも事務局から説明をお願いします。</p>
山本室長	<p>昨年度の第7回本審にて検討事項となっております、今年度の事業場実地視察につきましては、これまで会長並びに公益委員の皆様と調整を行ってまいりました。</p> <p>その内容につきましては、委員の皆様にも情報提供しているところですが、あらためてご説明いたします。</p> <p>実地視察の実施要領は資料の23ページ資料番号3になります。</p> <p>まず、「趣旨等」といたしまして、「長崎地方最低賃金審議会委員が直接事業場を訪問し、最低賃金改正の調査審議に資する有益な情報を収集することを目的とする。」としたうえで、「事業場実地視察は地域別最低賃金適用事業場を対象に実施する。事業場への直接訪問と書面によるヒアリングの2本立てとする。」としております。</p> <p>実地視察の事業場数は「1」としています。</p> <p>視察のメンバー構成については、公労使各側から複数名としています。</p> <p>要点といたしまして、事業場視察により収集した有益な情報については、その後の専門部会での議論に活用していただけるよう、参加各委員より第2回本審にて報告していただくこととしています。</p> <p>次に「書面によるヒアリング」ですが、事業場数は実地視察と同じく「1」としています。</p> <p>実地視察を行う事業場とは異なる業種、業態の事業場を選定して、事業場における事業の実態を把握し、その結果を本審に報告します。</p>

	<p>実地視察を行う事業場からあらかじめ取り寄せる調査票と書面によるヒアリング用の調査票は同一様式を使用します。</p> <p>視察時における労働者側からの意見聴取は、事業場の対応が可能であれば実施したいと考えております。</p> <p>最後に、「その他」としまして、今年度の結果を踏まえ、今年度の実地視察の評価、次年度に向けた検討につきましては、実地視察後に開催される本審の場で議論していただくことにしたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
深浦会長	<p>ただいまの事業場実地視察の方針につきましては、公益委員としては了解しておりますけれど、労使各委員から、ご質問ご意見があればお願いしたいと思っておりますけれどもいかがですか。</p>
各委員	<p>〈質問、意見なし〉</p>
深浦会長	<p>それでは、基本的に今の様なスタイルで、事業場実地視察の準備を進めていただきたいと思います。</p> <p>では、今年度の対象事業場等につきまして、事務局より説明をお願いします。</p>
山本室長	<p>事業場実地視察の方針につきましては、ただいま了解いただいたところですが、第2回本審までの間に実施する必要がありますので、並行して事業場の選定等を進めて参りました。</p> <p>今年度の「実地視察事業場」につきましては、影響率の比較的高い「食料品製造業」を営む事業場を、「書面によるヒアリング事業場」につきましても、同じく影響率が高い「宿泊業、飲食サービス業」を営む事業場を選定しております。</p> <p>いずれも長崎市内にあり、「実地視察事業場」は労働者数 60 名程度の事業場、「書面によるヒアリング事業場」は労働者数 30 名程度の事業場でございます。</p> <p>また、事業場及び労働者からヒアリング等を行った結果については、審議会資料として取りまとめたうえで、次回第2回本審に提出したいと思っております。</p>
深浦会長	<p>これから色々準備あるいは、対象となる事業場とのコンタクト等ございますけれども、準備を含めて事務局においてよろしく願いいたします。</p> <p>最後にありましたように、この事業場視察によって収集した情報につ</p>

<p>(6) 審議会の公開について 深浦会長 山本室長</p>	<p>きましては、その後の専門部会での議論に活用していただけるよう、第2回本審において参加各委員から報告をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、「(6) 審議会の公開について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、審議会の公開、非公開につきましてご説明いたします。</p> <p>最低賃金審議会の公開、非公開につきましては、長崎地方最低賃金審議会運営規程第6条におきまして、「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる」とされております。</p> <p>令和2年3月25日付け事務連絡「地方最低賃金審議会の公開について」によりますと、標準的な取り扱いが改めて定められ、本審については「原則公開」、ただし、会長が「個人に関する情報を保護する必要がある、公開することにより率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある等の特段の理由により、一部の会議について、非公開とする決定を行った場合は、その理由を明確にさせておくとともに、求められた場合は説明できるようにしておくこと」とされ、専門部会についても同様に記載されています。</p> <p>また、議事録についても「本審、専門部会とも会議の公開・非公開に関わらず作成し、原則公開すること、ただし、特段の理由により、議事録を非公開とする場合は、議事要旨を作成し、公開するとともに、議事録非公開の理由を明確にし、求められたら説明できるようにしておくこと」とされておりました。</p> <p>当審議会におきましては、専門部会や参考人意見聴取等に係る審議に関しましては、率直な意見交換や、意思決定の中立性の担保といった観点から、原則非公開としている他、本審における「金額審議」、「異議審」についても非公開として取り扱ってまいりました。</p> <p>しかしながら、資料番号2-2「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」によりますと「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至っ</p>
--	---

た。」とされています。

中央最低賃金審議会においては、以上の結論を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開とするので地方最低賃金審議会についても中央最低賃金審議会での取り組みを参考としてほしいという話があります。

審議や議事の公開が議論になるのは、審議における議論のプロセスに不透明感があることが原因と思われるので、公労使三者が集まって議論を行う部分について可能な範囲で公開することで審議の透明性や納得性を高められるということにもなろうかと思えます。

公労使三者が集まって議論を行う場合でも、一律に全て公開ということではなく、議論の内容によりその場での公開・非公開の判断を行う必要もあろうかと思えますが、先程申し上げました「公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」以外については原則公開とすることとしてはどうかと考えております。

本日は、長崎地方最低賃金審議会の本審における会議の公開・非公開と議事録・会議資料の公開・非公開の取扱いにつきまして、以上の経過を踏まえまして、原則として公開し、特定の個人または団体の利益が不当に侵害されるおそれ、または率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は非公開とする運用としてはいかがか、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

深浦会長

はい、ということで、この点については3年前と少し取り扱いが違う部分も出てこようかと思えます。

今の審議会の公開・非公開については説明がありましたけれど、とりあえず今日は本審の取扱いにつきまして、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

先ほどありましたように、基本的に公労使三者が集まって協議をする、議論を行うことについては、一定の配慮の元ではございますけれど審議自体の公開、それから議事録についても公開と中賃の意向に沿った形で内容をご提案になります。

一応、これも伺いたいと思います。

労側いかがですか。

種村委員

先ほどの提案どおりで構いません。

プロセスを公開し、納得いただけるような審議をするためにも必要だと思います。

深浦会長	労側の他の委員の方よろしいですか。
労働者側委員	<意見なし>
深浦会長	それでは、使側いかがでしょうか。
峯下委員	<p>個人の特定がされるのはよろしくないと思います。</p> <p>活発な意見が出なくなってしまうので、その点は、十分に考慮いただくようなやり方をお願いします。</p>
深浦会長	はい、ではA委員。
使用者側A委員	<p>使用者委員のAでございます。</p> <p>まだ、中央最低賃金審議会と各都道府県の審議会の性格の違いを意識しないとダメなんです。</p> <p>中央最低賃金審議会はそれぞれの都道府県の最賃の最終決定する場ではありません。</p> <p>各都道府県の金額を決定するのは都道府県の審議会です。</p> <p>ということは、最終決定される数字に責任を持つのは都道府県です。</p> <p>中央は責任を持っておりません。</p> <p>その決定をする立場の委員会、審議会のメンバーが、先ほど峯下委員からもありましたけれども、常に委員として特定の名前を公開されています。</p> <p>そこの個々の発言の内容まで、それは最終決定に直接反映される影響する発言をどこまで公開するのか、という点については当然、抑制的であるべきだ。</p> <p>中央最低賃金審議会でするから、各都道府県でもというのは非常に軽々な判断であろうと考えてますので、もしやるにしても、先ほどの色んな所を考慮して決めるべきだという点についてスタイルは変えるべきだと思います。</p> <p>以上です。</p>
深浦会長	<p>実際の会議の場を見ていただくと、恐らく今の問題は議事録の公開のタイミングに問題があるかと思います。</p> <p>従いまして、私たち議事録を作ります。</p> <p>当然、発言者の名前と録音をそのまま起こしますので、かなりある種生々しい言葉が出てくるんですけど、内容を見まして、やはりこれは委</p>

<p>使用者側B 委員</p>	<p>員の方々それから所属する団体に不利益等々が及ぶ可能性があるという時には、やはり匿名にするとかそういった配慮が必要だと思っておりまして、ただそれが会議があつてから議事録公開の間にその作業をしなければならなくなりますので、その時には私とそれから窓口の代表の方、具体的には種村委員と峯下委員になろうかと思っておりますけれども、それから事務局と協議をさせていただいて、不適切というか伏せた方がいいだろうというところは、伏せるような処置をとることになるのではないかと考えております。</p> <p>くれぐれも、やはり審議の場で不必要な抑制がかかるというのは、これは審議会の、私の議事の進め方によりますけれども、議事録は残りますので、そこはちょっと慎重に対応したいなと考えております。</p> <p>今のスタイルでいいと思います。</p> <p>最終的に公表の前に、会長と労使双方の代表と事務局で最終確認した上で了承して出すということでよろしいと思います。</p> <p>やはりA委員と通じる所があるんですけども、その発言、言葉そのものが議論の本質の部分である部分はもちろん削除できませんけれども、人間である以上、どうしても感情という部分での本質のところでない言葉が発せられることは若干あると思いますので、そういったものが議論の本質に関わらない部分のものは必要ないという判断ができれば削除する。</p> <p>必ずしも人間、冷静な時ばかりではございませんので、やはり非常に厳しい議論をせざるを得ませんので、その時感情の部分というのが必要のない議事録の部分ではあろうかと思っております、その辺はご配慮お願いいたします。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>重々注意をしたいと思っております。</p> <p>その他いかがでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><意見なし></p>
<p>深浦会長</p>	<p>それでは、本審の公開・非公開につきましては、事務局の説明、今B委員が補足されましたけれども、そのあたりを考慮いたしまして取り扱っていきたいと思っておりますので、ご異議はございませんでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p><異議なし></p>

<p>深浦会長</p>	<p>では本審の会議は原則として公開とし、運営規程第6条第1項但し書きに該当する事由がある場合は非公開として、取扱うことにいたします。</p> <p>また、第2回本審においては、事業場実地視察の報告を参加各委員から行っていただく予定ですが、特定の個人や団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがあると判断される場合には、運営規程第6条第1項但し書きの規定に基づき、会議の一部を非公開として開催することがありますので、ご承知おきください。</p> <p>なお、専門部会の公開・非公開の取扱いにつきましては、改めて専門部会にお諮りをするようになるかと思えます。</p>
<p>(7) 審議日程について</p>	
<p>深浦会長</p>	<p>次に、「審議日程等について」です。</p> <p>説明をお願いします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>「審議会の開催日程等について」説明いたします。</p> <p>中央最低賃金審議会におきましては、6月30日に諮問が行われ、現在、目安小委員会が開催されているところですが、7月下旬には目安答申がなされる予定と聞いております。</p> <p>長崎地方最低賃金審議会におきましては、資料の37ページ、資料番号5-1「令和4年度審議会実績・令和5年度審議会日程（案）」にございますとおり、8月2日（水）に第2回本審を開催して、中央最低賃金審議会の目安伝達等を行い、本審終了後、引き続き第1回目の最低賃金専門部会を開催して、部会長並びに部会長代理の選任後、実質的な審議をいただきたいと考えております。</p> <p>開催日程案では、第2回の専門部会を8月4日（金）、第3回の専門部会、第3回の本審を8月10日（木）に予定しております。</p> <p>結審と発効の関連につきましては、予定どおり8月10日の部会にて結審し、同日に本審が開催された場合、8月28日に異議審を開催し、法定発効日を最短で10月6日とする予定のスケジュールになります。</p> <p>次に、特定最低賃金の改正につきましては、令和5年2月に3業種の関係労働団体から「意向表明」がありまして、本日3業種それぞれの関係労働団体から改正決定にかかる申出書が提出されております。</p> <p>申出書の内容につきましては、精査いたしまして、要件を満たしていると判断されましたら、8月2日に開催予定の第2回の本審におきまして、局長から改正の必要性の有無について、諮問をさせていただく予定にしております。</p> <p>その後、9月上旬（日程は別途調整）に第5回の本審を開催し、参考</p>

	<p>人意見聴取を行った上で、「改正の必要性ありの答申」をいただいた場合、最低賃金法第25条第2項の規定に基づく、専門部会の設置が必要になりますので、労使それぞれの団体より、各特定最賃の専門部会委員の推薦をいただくための公示を行いまして、9月末には第1回合同の専門部会を開催したいと考えております。</p> <p>特に、9月の審議会日程につきましては年内発効となるよう、できるだけ早めのスケジュールを組みたいと考えております。</p> <p>各委員の皆様には、日程表案に沿った、日程の確保、調整等を行っていただきますよう、よろしく願いいたします。</p>
深浦会長	<p>資料にありますような日程で、今のところ考えております。</p> <p>8月10日に結審を目指しております。</p> <p>それでも発効日が10月6日ということになりますので、この形で進めたいと思っております。</p> <p>ということで、この日程表（案）につきまして、何かご意見、ご質問等はございますでしょうか。</p>
各委員	<p><質問等なし></p>
深浦会長	<p>それでは、令和5年度の日程（案）は、了承することにいたします。</p> <p>審議日程の関係ですが、事務局より8月頭から10日頃にかけて、第2～3回本審、あるいは第1回～第3回専門部会が集中して開催される日程になっております。</p> <p>専門部会の委員もまだ決定しておりませんが、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p>
(8)その他 深浦会長	<p>では、「その他」でございすが何かございすか。</p> <p>なければ事務局からお願いいたします。</p>
山本室長	<p>資料43ページ、資料番号6「令和5年度長崎地方最低賃金審議会の運営について(案)」を、ご覧ください。</p> <p>長崎では、例年、第1回本審において、当年度の円滑な審議会運営のために、公労使各委員で申し合わせている事項がございます。</p> <p>内容としましては、最低賃金の趣旨に鑑み、早期に結論が得られるよう、「審議の促進に努める」「関係労使の意見を十分把握するよう努める」「専門部会において全会一致の結論が得られるよう努力する」などでございます。</p>

	<p>また、特定最低賃金の審議におきましても「専門部会で全会一致の結論が得られるよう努力する」というものでございます。</p>
深浦会長	<p>今の説明がありました「令和5年度長崎地方最低賃金審議会の運営(案)」について、本年度もこの内容でよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><異議なし></p>
深浦会長	<p>それでは、この内容で申し合わせをすることとします。 円滑な審議をして全会一致になるよう、ご協力をお願いします。 委員の皆様にお諮りする議事は他にありませんでしょうか。 ないようであれば、資料も配布いただいていますので、簡単に説明をお願いいたします。</p>
山本室長	<p>それでは、議題で説明した資料以外の資料について簡単にご説明させていただきます。</p> <p>45 ページ、参考資料1は日本銀行長崎支店が令和5年6月23日に発表しております「長崎県の金融経済概況」です。</p> <p>48 ページをご覧ください。</p> <p>景気全体としては、前回発表の2023年5月と比較しますと「緩やかに回復しつつある。」という表現から「緩やかに回復している」となっています。</p> <p>これは2か月ぶりの引上げとなっており、2023年4月、5月の発表では先ほど申し上げたように「緩やかに回復しつつある。」という表現になっていました。</p> <p>更に2023年3月では「一部に物価上昇の影響がみられるものの、全体として持ち直している。」となっております。</p> <p>この経過からも長崎県の景気全体としては徐々にではありますが、回復しているということが言えるのではないかと思います。</p> <p>この資料からは「設備投資」や「雇用・所得」など据え置きのもものもありませんけれども、全体としては先ほど申し上げましたように徐々にではありますが回復しているという判断ができるのではないかと思います。</p> <p>次に57 ページ、参考資料2は、財務省福岡財務支局長崎財務事務所が四半期ごとに発表している法人企業景気予測調査でございます。</p> <p>60 ページをご覧ください。</p> <p>企業の景況といたしましては、「全産業の現状判断は「上昇」超に転じる」とされ、現状判断及び先行きの見通しにつきましては、そこに記載</p>

されているとおりでございます。

令和5年1月～3月期調査と比較しますと企業の景況判断では「全産業の現状判断は「下降」超に転じる」とされ、令和5年1月～3月期は全産業で「下降」超に転じている。

産業別にみると、製造業は「下降」超幅が拡大しており、非製造業は「下降」超に転じている。

規模別に見ますと大企業は「上昇」と「下降」が均衡し、中堅企業、中小企業は「下降」超となっていると判断されています。

このように企業の景況についても令和5年1月～3月期と比較しましても令和5年4月～6月期は改善しているものと思われます。

次に67ページ、参考資料3-1～3-3は当局職業安定部が発表しています「長崎県の雇用失業情勢（令和5年5月分）」、77ページ、参考資料3-2は「職業安定業務月報ながさき（令和5年5月）」、89ページ、参考資料3-3は「職種別 求人・求職希望賃金の状況」です。

令和5年5月の本県の有効求人倍率は前月より0.01ポイント増加し1.24倍となり、8か月連続で1.2倍台となっています。

また、有効求人数は前月より0.4%減少したものの高水準で推移、有効求職者数も1.0%減となっています。

人手不足である医療・福祉を始め、製造業など広範囲な業種で新規求人が持ち直しており、基調判断としましては前月と同様の「求人が持ち直しているものの、物価上昇等が今後の雇用に与える影響を注視する必要がある」としています。

次に99ページ、参考資料4は、長崎県県民生活環境部統計課作成の「長崎県の賃金・雇用の動き」（令和5年4月分）となっております。

102ページを見ていただきますと結果の概要が記載されております。

規模5人以上の事業所における賃金は現金給与額は、調査産業計で238,667円、前年同月比0.0%で、このうち定期給与が223,261円、前年同月比2.9%減となっております。

また、実質賃金指数の前年同月比は、現金給与総額は3.6%減、定期給与は6.3%減となっております。

一方、規模30人以上の事業場における賃金は現金給与額は、調査産業計で262,264円、前年同月比0.6%減でこのうち定期給与が246,027円、前年同月比2.0%減となっております。

また、実質賃金指数の前年同月比は、現金給与総額は4.1%減、定期給与は5.5%減となっています。

4月実質賃金が3.0%減で13か月連続でマイナスとなっており、名目賃金はプラスであるものの、物価上場に賃金の伸びが追い付いていない状況が続いていると判断されます。

次に別冊資料について説明します。

この資料は、先週令和5年6月30日に開催されました「第1回目安に関する小委員会」における資料となります。

同日夕方に本省のホームページにアップされたものになります。

資料No. 1は「主要統計資料」です。

1ページ～55ページまであります。

この資料は3部構成となっており、Ⅰが全国統計資料編、Ⅱが都道府県統計資料編、Ⅲが業務統計資料編となっています。

資料No. 2は、令和5年6月16日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」の関係部分を抜粋した資料で、1ページ～6ページです。

3ページに最低賃金についての記載がございます。

読み上げますが「最低賃金について、去年は過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論いただく。また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。本年夏以降は、1,000円達成後の最低賃金引上げの方針についても、新しい資本主義実現会議で議論を行う。」とされています。

資料No. 3も「経済財政運営と改革の基本方針 2023」の関係部分の抜粋資料でございます。

これも1ページから5ページまでありまして、3ページ中段に最低賃金関係で先ほど申し上げた内容と同様の記載があります。

その他、資料No. 4は「足下の経済状況等に関する補足資料」となっており、その内容は「消費者物価の動向」、「倒産の動向」、「中小企業への支援・経済対策・エネルギー価格対策等」等に関する資料となっております。45ページまでございます。

資料No. 5は目安に関する小委員会の「今後の予定(案)」でございます。

最後に、公益委員及び新任の委員以外の委員の皆様には別冊の「令和5年度版最低賃金決定要覧」をお配りしております。

これらの資料につきましては、今後の審議の参考として、ご活用いただけますようお願いいたします。

以上です。

深浦会長

ただ今説明いただきました各資料につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

各委員	<質問等なし>
深浦会長	<p>これも特にないようであれば、先程事務局から説明がありましたとおり、次回の第2回審議会本審は、令和5年8月2日（水）に開催し、また本審終了後に引き続き、第1回専門部会も開催されることになっておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議の議事録の確認につきましては、公益は私、労働者側委員は種村委員を、そして使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、本日の審議会はこれで閉会といたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>